



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 1 1 号 令和 2 年 6 月 1 2 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 0 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 0 6	歳入の指定代理納付者を指定した件	総合政策課
4 0 7	同	同
4 0 8	歳入の収納の事務を私人に委託した件	同
4 0 9	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	次世代育成・ 青少年課
4 1 0	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
4 1 1	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
4 1 2	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
4 1 3	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
4 1 4	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
4 1 5	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同

【告示】

番号	表題	担当課名
4 1 6	生活保護法の規定による指定施術機関から廃止について届出があった件	同
4 1 7	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
4 1 8	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
4 1 9	計量器の定期検査を実施する件	工業技術センター
4 2 0	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
4 2 1	種畜証明書の有効期間を延長する旨の通報を受けた件	畜産振興課
4 2 2	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 2 3	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
4 2 4	建築士法の規定による監督処分をした件	住宅課 建築指導室

【病院局告示】

番号	表題	担当課名
3	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
3 7	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
3 8	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
39	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
40	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第四百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 独立行政法人国立高等専門学校機構 阿南工業高等専門学校

住 所 阿南市見能林町青木二六五番地

代表者 校長 平山けい

2 工場又は事業場

名 称 阿南工業高等専門学校

所在地 阿南市見能林町青木二六五番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
イに規定する洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、
徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年六月十二日から

令和二年七月三日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和二年三月三十一日次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目二番地	令和二年三月三十一日から 令和三年三月三十一日まで

徳島県告示第四百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和二年四月一日次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

名称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで

徳島県告示第四百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を株式会社トラストバンクに委託した。

令和二年六月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

ふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の収納の事務

徳島県告示第四百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を社会福祉法人日本保育協会に委託した。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）別表第一の二百の項から二百一の項までに掲げる事務に係る手数料の徴収の事務

徳島県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
エンゼル調剤薬局昭和店	徳島市昭和町八丁目六六番地	株式会社A・Bクリ エイト	令和二年五月 一日
日本調剤蔵本薬局	同 蔵本町二丁目二〇番 地一	日本調剤株式会社	同
なずな訪問看護ステーション	同 ーダ イバースティビル二〇五	リヴ・フリーリー株式会社	同
灌齒科・歯科口腔外科医 院	○ 板野郡北島町江尻字柳池三 一	医療法人灌齒科・歯 科口腔外科医 院	同 七日

徳島県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
西條耳鼻咽喉科	西條内科耳鼻科	板野郡藍住町東中富 字拙傍示二二七	医療法人西條内 科耳鼻科	令和二年五月 一日

徳島県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地二	徳島市北島田町一丁目四六番一	医療法人三成会	令和二年五月一日

徳島県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
訪問看護ステーションてらさわ	徳島市津田西町一丁目三番九号	医療法人慈成会	令和二年三月三十一日
日本調剤蔵本薬局	同 蔵本町二丁目三一	日本調剤株式会社	同 四月三十日
なすな訪問看護ステーション	同 パーシティブル二〇五 ーダイ	アドボケイト株式会社	同
灌齒科・歯科口腔外科医 院	一 板野郡北島町江尻字柳池三〇	灌 親行	同

徳島県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		変更年月日
			旧	新	
医療法人三成会	徳島市北島田町一丁目四六番一	水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地二	徳島市北島田町一丁目四六番一	令和二年五月一日
同	同	水の都居宅介護支援事業所	同	同	同
井口 浩	板野郡板野町下庄字栄寿一三三番地一	ケアプランいぐちや	美馬市穴吹町穴吹字市ノ須賀一二五	板野郡板野町下庄字栄寿一三三番地一	同 六月一日

徳島県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	医療法人慈成会	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
日本調剤株式会社	徳島市津田西町一丁目 二番三〇号	東京都千代田区丸の内 一丁目九番一号	訪問看護ステーション てらさわ	徳島市津田西町一丁目三番 九号	訪問看護	令和二年三月 三十一日
		日本調剤蔵本薬局		同 蔵本町二丁目三 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同 四月 三十日

徳島県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

久米 将基	施術者の氏名	あき整骨院	施術所の名称	徳島市国府町日開九九八 七 サンライズニー ーF	施術所の所在地	令和二年三月 三十一日	廃止年月日
-------	--------	-------	--------	-----------------------------	---------	----------------	-------

徳島県告示第四百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社杉山訪問ケア	徳島市富田橋四丁目四七番地七	株式会社杉山訪問ケア	徳島市富田橋四丁目四七番地七	訪問介護	令和二年六月一日
社会福祉法人青陽会	同 飯谷町上里四二番地の一	光の園ヘルパーステーション	同 一 洪野町西池二七・一	同	同
合同会社フミサク	同 川内町上別宮北一三番地二	ヘルパーステーションミント	板野郡藍住町徳命字新居須七六番地一 二階	同	同
合同会社ホワイトペア	板野郡藍住町住吉字江端一四番地一	ヘルパーステーションしるくま	同 住吉字江端一四番地一	同	同
医療法人橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	橋本医院訪問リハビリテーション	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	訪問リハビリテーション	同

徳島県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	橋本医院訪問リハビリテーション	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	介護予防訪問リハビリテーション	令和二年六月一日

徳島県告示第四百十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和二年六月十二日から同年十二月二十三日までとする。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間	実施の場所
小松島市	計量法施行令（平成五 年政令第三 百二十九号 ）第十条第 一項に規定 する特定計 量器	令和二年八月二十四日	午前十時から正午 まで	小松島市立江町字清水一八四 番地一 立江公民館
		二十五日	午後一時から午後 三時まで	同 坂野町字平田二四番 地二 坂野公民館
		二十六日	同	同 横須町一番一号 小松島市役所
		二十七日	同	同
名東郡 佐那河 内村		同 二十八日	同	名東郡佐那河内村下字中辺七 一番地一 佐那河内村役場
徳島市		同 九月一日	午前十時から正午 まで	徳島市入田町春日一二一番地 の一
		同 二日	午後一時から午後 三時まで	同 不動本町二丁目一七八 番地の一
		同 三日	午前十時から正午 まで	同 国府町日開九四四番地 の一
		同 四日	午後一時から午後 三時まで	同 南井上コミュニティセンタ ー
		同	午前十時から正午 まで	同 西黒田字南傍示 二七一番地 北井上コミュニティセンタ ー
		同	午前十時から正午 まで	同 府中五九番地の 四

この告示の日から各々の適性検査の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対象者	提出先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第四百二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、令和元年度に実施された検査に係る有効期間内に検査を行うことができない種畜証明書について有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第四百二十二号

徳島市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）	徳島市全域	令和二年六月一日から 令和二年九月二十九日まで

徳島県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町萩原字川原ノ上一番一の一部	板野郡藍住町徳命字元村 一五六番地一〇 グラン ポート三〇二号	丸橋 亮太
同 大津町大代字宮代七七五番五	鳴門市撫養町立岩字五枚 二四八番地 ユーズガー デン 二一号	奥田 健仁 奥田 充紗子
三好市池田町州津堂面一六二番一、一六二番一、一六三番一、一六八番、一七五番一、一七五番一、一七九番、一八〇番一及び一八〇番二並びに一八三番二の一部並びに一七九番の地先市有地	三好市池田町州津滝端一 二七一番地七	社会福祉法人池田博 愛会
名西郡石井町石井字重松四三三番一	名西郡石井町石井字重松 四二七番地	吉成 哲也
板野郡北島町鯛浜字向二六番二及び二六番三並びに二六番一の一部	徳島市南田宮四丁目四番 四一号	楠藤 慶子

徳島県告示第四百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、次のとおり公告する。
令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 監督処分をした年月日
令和二年五月二十八日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所 在 地	開設者の名称及び 代表者の氏名	建築士事務所 の別	登 録 番 号
株式会社平島弘之 +TEAM28	徳島市川内町平石 夷野七七番地二	株式会社平島弘之 プラスチーム二十 八 平島 弘之	一級建築士事 務所	第九一〇四二号
株式会社平島弘之 +TEAM28阿 波支店	阿波市阿波町岡地 三〇	同	同	第七一一一五号

三 監督処分の内容

建築士事務所登録の取消し

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所開設者の役員が禁錮以上の刑に処せられたことが、建築士法第二十六条第一項第二号に該当するため

徳島県病院局告示第三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和二年六月十二日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立中央病院事務局医事情報担当
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社徳島支店
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額
七千三百六十七万八千六百五十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一、二、六三二人

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七一、九三一人

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八〇一人
鳴門	一六、三六五人
小松島・勝浦	一一、七六六人
阿南	二〇、四五六人
吉野川	一一、六八四人
阿波	一〇、六〇一人
美馬	一〇、八六〇人
三好第一	七、五二〇人
名西	八、八三四人
那賀	二、四四六人
海部	五、八八一人
板野	二七、二七五人
三好第二	四、〇五一人

徳島県選挙管理委員会告示第四十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七一、九三一人